



熊本県公報

号外 第 3 3 号

平成 26 年 6 月 11 日(水)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県薬事法施行細則の一部を改正する規則…………… (薬務衛生課) 1

規 則

熊本県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 6 年 6 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 0 号

熊本県薬事法施行細則の一部を改正する規則
熊本県薬事法施行細則(平成 1 4 年熊本県規則第 1 1 号)の一部を次のように改正する。
第 8 条中「合格通知書」を「登録販売者試験合格通知書」に改める。
別記第 9 号様式中「第 3 6 条の 4 第 1 項」を「第 3 6 条の 8 第 1 項」に改める。
別記第 1 0 号様式中「合格通知書」を「登録販売者試験合格通知書」に、「第 3 6 条の 4 第 1 項」を「第 3 6 条の 8 第 1 項」に改める。
別記第 1 1 号様式中「第 3 6 条の 4 第 1 項」を「第 3 6 条の 8 第 1 項」に、「試験に」を「登録販売者試験に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 6 年 6 月 1 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の熊本県薬事法施行細則(以下「旧規則」という。)第 8 条の規定により交付されている合格通知書は、改正後の熊本県薬事法施行細則(以下「新規則」という。)第 8 条の規定により交付された登録販売者試験合格通知書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。